

よくある質問

1 電力の供給等に関すること

質問 1-1	需用施設の現行電力供給者と契約種別を教えてください。		
回答	ア	創成川水再生プラザ	株式会社エネット
	イ	茨戸水再生プラザ	
	ウ	豊平川水再生プラザ	
	エ	東部水再生プラザ	
	オ	新川水再生プラザ	
	カ	伏古川水再生プラザ	
	キ	厚別水再生プラザ	
	ク	手稲水再生プラザ	
	ケ	手稲中継ポンプ場	
			特別高圧電力・時間帯別
			高圧電力・時間帯別
質問 1-2	一般送配電事業者と同様の付帯契約（蓄熱割等）の適用ができませんが、よろしいでしょうか。		
回答	問題ありません。		
質問 1-3	「融雪用電力」の契約はありますか。		
回答	ありません。		
質問 1-4	「自家発補給電力」の契約がありますか。		
回答	ありません。		
質問 1-5	予備送電の種類（予備線・予備電源）と契約電力（kw）を教えてください。		
回答	仕様書に記載のとおり		
質問 1-6	契約締結後に切替え手続きをしても6月からの供給に間に合うということを該当地域の一般送配電事業者事前に確認していますか。		
回答	過去に北海道電力株式会社に事前検討を依頼し、2か月程度の期間で間に合うとの回答を得ておりますが、確約事項ではありません。		
質問 1-7	現行供給事業者以外が落札した場合、6月からの供給に間に合うよう、切替え手続きに必要な資料等について、発注者から早めに提供を受けることは可能でしょうか。		
回答	落札した事業者の個々の事情に応じて、個別に対応します。		
質問 1-8	供給開始時に契約電力の増加はありますか。		
回答	ありません。		
質問 1-9	契約電力が 500kW 以上の施設において、現在の契約電力から増加・減少する施設はありますか。		
回答	仕様書に記載のとおり		
質問 1-10	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響を及ぼす工事の予定がありますか。		
回答	仕様書に記載のとおり		
質問 1-11	契約電力が 500kW 未満の施設において、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用でよろしいでしょうか。		
回答	問題ありません。		

質問 1-12	契約電力が 500kW 以上の施設において、各月の契約電力は仕様書に記載のとおりで運用よろしいでしょうか。
回答	仕様書に記載のとおり
質問 1-13	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設はありますか。また、電力を供給停止する施設があった場合、別途書面にて申込みが必要ですが、応じていただけますか。
回答	施設の閉鎖・移転の予定はありませんが、電力の供給を停止する施設があった場合は、必要に応じて書面等を提出いたします。

2 電気料金の請求・支払について

質問 2-1	現契約の計量日を教えてください。
回答	毎月1日の午前零時00分です。
質問 2-2	計量日時は毎月1日午前0:00として契約書等に記載することは可能でしょうか。
回答	受注者の希望に応じて、計量日時は記載することが可能です。
質問 2-3	自動検針装置は付いていますか。
回答	設置しています。
質問 2-4	検針結果について、請求書の内訳をもって検針票に代えることは可能でしょうか。
回答	請求書の内訳に指示数を含めた検針結果の記載があれば、検針票の提出は必要ありません。
質問 2-5	契約書(案)第9条の通知について、メーターの指示数の記載は必要でしょうか。また、請求書に指示数の記載は必要でしょうか。
回答	契約書(案)第9条の通知に指示数の記載は必要ありません。なお、請求書への記載については、記載しなくてもかまいませんが、計量値や料金等の内訳の記載は必要となります。
質問 2-6	毎月の受電月報の提供及び請求書に関して、委託者が WEB からのダウンロードする方法による対応は可能でしょうか。
回答	受電月報は WEB からのダウンロードによる対応が可能です。 請求書については原則として、請求書紙面に代表者印を押印して提出していただく必要がありますが、令和3年3月より請求書の取扱いが一部変更となり、一定の条件を満たした場合、請求印の押印を省略した請求書を電子メールに添付して提出することも可能となりましたので、下記のホームページを確認してください。 https://www.city.sapporo.jp/kaikei/shiharai/seikyusyonoyouken.html なお、下水道事業会計においては、WEB からのダウンロードによる提出も、一部対応可能としております。
質問 2-7	電気料金の支払いについて、請求書は翌月 15 日までに到着とし、請求書受領後30日以内(翌々月 15 日まで)に振込という対応は可能でしょうか。
回答	契約約款第11条第4項のとおり、請求を受けた日から 30 日以内に支払います。ただし、請求書が検針票を兼ねている場合(質問 2-4 参照)は、請求書受領後に検査を行うこととなりますので、検査合格後(検査日から)30 日以内の支払いとなります。
質問 2-8	請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額のそれぞれを算定する段階で銭未満を四捨五入し、それらの合計金額に円未満の端数がある場合は円未満を切捨てるということよろしいでしょうか。
回答	電気料金は契約約款第11条第3項に基づき算定してください。(基本料金、電力量料金、燃料費調整額等をそれぞれ算定する段階では端数調整をせずに合算します。)

質問 2-9	供給施設内に、民間の企業等が入居されている場合、企業ごとに請求書を発行する必要がありますか。また、施設の電気料金の支払いが複数になることありますか。(例：庁舎〇〇円、総務部〇〇円、自動販売機〇〇円等)
回答	施設内に入居している民間企業はありません。また、1施設につき1部署からの支払いとなります。

3 契約手続き・契約変更等について

質問 3-1	契約締結時、契約約款等契約内容の一部変更の協議は可能でしょうか。契約書の変更が不可能な場合、協定書を別途締結することは可能でしょうか。
回答	契約約款の変更及び協定書による契約書の内容変更はできません。(計量日時等の明記を除く。質問2-2参照)ただし、契約書や仕様書等に定められていない事項等については、必要に応じて協議することは可能です。
質問 3-2	契約約款(権利義務の譲渡等)第5条の条文のただし書きを次の『』のように変更又は追加することは可能でしょうか。 『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』
回答	契約約款の条文を変更することはできません。
質問 3-3	「札幌市競争入札参加者心得」の『13契約書の提出』には、「(1)落札者は、本市が交付する契約書に記名、押印し、本市が指定する期限までに提出しなければなりません。」と示されていますが、具体的な期日を教えてください。また、提出期限についての協議は可能でしょうか。
回答	契約書の提出期限は、契約の相手方の本社の所在地等、個々の事情を勘案し、落札者に提出可能な期日を確認したうえで、個別に設定いたします。
質問 3-4	契約保証金の免除について、札幌市契約規則第25条第3号に「過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって契約し、これらをすべて誠実に履行し…」と規定されていますが、過去2年間とは、履行実績とする契約の供給完了日が2年以内という認識でよろしいでしょうか。 また、電力契約の場合、何をもって同規模と判断するのでしょうか。
回答	契約保証金については原則、納付していただきます。 札幌市契約規則第25条第3号による契約保証金の免除については、落札時点を基準として過去2年間に履行が完了(電力供給契約においては、供給完了日がこの期間に該当している契約が対象)している実績が2件以上あり、また、諸事情を勘案し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められた場合にのみ免除いたします。 なお、同規模の基準については、「契約種別」、「契約電力」、「予定使用電力量」及び「契約金額」等で判断いたします。
質問 3-5	契約保証金の免除に際して、契約書等の提出物が必要な場合は、秘密保持の観点から、一部(単価部分、単価が算出できる契約電力、使用電力量、契約金額のいずれかなど)を黒塗りしてもよろしいでしょうか。また、提出物は、どの時点でどのような形で提出するのでしょうか。
回答	契約保証金の免除に該当するか否かを確認するために落札者に提出を求める挙証書類については、一部であっても黒塗りは認めておりません。 なお、挙証書類が必要な場合は、落札決定後、直ちに提出を求めることとなりますが、その提出方法について特段の定めはありませんので、落札者の事情に応じて個別に対応いたします。(電子メールでの提出も可)
質問 3-6	市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能でしょうか。契約単価見直しについて協議に応じていただけますか。
回答	市場価格や経済状況等に大きな価格変動があった場合の契約変更については、実際に社会生活に大きな影響を与えるような変化が生じた場合に検討することとなります。

質問 3-7	みなし小売一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、本契約においても同様に見直しが行われるものと考えてよろしいでしょうか。
回答	燃料費調整単価の算定方法については、契約書別紙「単価一覧」注3に記載のとおり、みなし小売一般電気事業者の用いる方法を準用します。ただし、みなし小売一般電気事業者の用いる算定方法が変更される場合は、契約約款第12条に基づき、協議することができます。

4 入札書・内訳書の記載方法・提出方法について

質問 4-1	内訳書の記載について、その他の割引がない場合、当該欄は空欄か斜線でよろしいか。
回答	空欄、斜線どちらでも問題ありません。
質問 4-2	基本料金小計に銭未満が発生した際の端数処理を教えてください。
回答	銭未満(円単位で小数点3位以下)は切り捨てます。
質問 4-3	入札書と契約単価積算内訳書は、一つの封筒に同封して提出するのですか。
回答	お見込みのとおり。 必ず、案件ごとに一つの封筒に入札書と契約単価積算内訳書を同封してください。 なお、入札書と契約単価積算内訳書の割印等は不要です。
質問 4-4	契約単価内訳書の(商号又は名称)には押印(社判・代表者印)が必要ですか。
回答	押印は不要です。
質問 4-5	「電力供給誓約書(別紙3)」、「接続供給契約に関する証明書(写)」等の提出書類は、入札書等に同封せずに、別に提出するというでよろしいでしょうか。
回答	提出書類は受領後、開札までに職員が内容を精査しますので、入札書と契約単価積算内訳書を入れた封筒には同封しないでください。 なお、郵送用の外封筒には一緒にに入れて構いません。(別便での送付も可。)
質問 4-6	「電力供給誓約書(別紙3)」、「接続供給契約に関する証明書(写)」等の提出書類は、1件の入札につき1部ずつ必要ですか。複数件の入札に対して、1部ずつのみの提出でよろしいでしょうか。
回答	提出書類は、1件の入札につき1部必要です。必ず、案件ごとに提出してください。
質問 4-7	入札書等を封入した封筒は、複数件分をまとめて郵送用の封筒に入れて送付してもよろしいでしょうか。
回答	郵送用の外封筒には複数件分をまとめて入れて構いません。 ただし、入札書と契約単価積算内訳書は、必ず案件ごとに同じ中封筒に入れて封印し、その封皮に案件名等を記載してください。(中封筒に入れていない入札書は無効となります。) また、外封筒には、「電力供給誓約書(別紙3)」、「接続供給契約に関する証明書(写)」等の提出書類も件数分、一緒にに入れて構いません。(質問 4-5 参照)
質問 4-8	告示している全ての入札案件に参加せず、一部のみに参加する場合、参加しない案件について辞退届の提出は必要ですか。
回答	本入札においては、事前に、入札参加意思や入札参加資格の確認に係る申請等の提出を求めておりませんので、参加を見送った場合の辞退届の提出は不要です。 案件ごとの参加意思は、それぞれの入札書等の提出をもって表示していただきます。
質問 4-9	開札結果の公表方法と公開する範囲を教えてください。
回答	開札結果(入札等執行調書)は、下水道河川局庁舎3階カウンターで閲覧に供するとともに、ホームページに掲載します。 公開する範囲は、案件ごとに、開札日時及び場所、入札の区分、参加者名、入札金額、落札者の表示となります。